

No. 1158 (2021.11.12)

## コロナショック後の諸外国の財源確保策

- |  |              |
|--|--------------|
| はじめに                                   | Ⅲ 英国の動向      |
| I コロナショック後の主要先進<br>国の財政状況と税制をめぐる<br>動向 | Ⅳ EUの動向      |
| 1 財政状況の概要                              | Ⅴ その他の諸外国の動向 |
| 2 税制をめぐる動向と論点                          | おわりに         |
| Ⅱ 米国の動向                                |              |
| 1 当初の3計画                               |              |
| 2 その後の動向                               |              |

キーワード：法人税、所得税、富裕税、財源確保、所得再分配効果、格差是正、  
新型コロナウイルス感染症（COVID-19）、コロナショック

- 2020年以降、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による経済的ショックに対応するため、各国の政府・中央銀行は財政・金融政策を総動員してきたが、主要国では、その正常化に向けた「出口」の動きも見え始めている。
- 財政政策の観点からは、欧米諸国を中心に、コロナショック後の成長戦略の財源確保や中長期的な財政の持続可能性の確保を目的として、企業・富裕層に対する増税、新規の財源確保策の導入を実施又は検討する動きが見られる。
- 本稿では、コロナショック後の主要先進国の財政状況等を整理し、財源確保の観点から欧米諸国を始めとする諸外国の税制をめぐる動向を紹介する。

国立国会図書館 調査及び立法考査局

財政金融課 さとう りょう 佐藤 良

第 1 1 5 8 号

## はじめに

各国の政府・中央銀行は、2020年以降、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染拡大による経済的ショック（以下「コロナショック」）に対し、財政政策と金融政策を総動員して政策対応に当たってきた<sup>1</sup>。各国政府は大規模な経済対策を実施しており、巨額の財政出動とコロナショック下での税収減少を受けて、各国政府の財政赤字と公債残高は世界的に前例のない規模にまで増加している<sup>2</sup>。他方で、主要国では、中央銀行が国債買入れ策を始めとする量的緩和政策を実施し、金利を低位安定させることで、事実上、政府による巨額の財政出動を下支えしてきた<sup>3</sup>。ただし、コロナショックの収束後には財政政策と金融政策を徐々に巻き戻すのが望ましいと考えられており<sup>4</sup>、主要国では実際に、その正常化に向けた「出口」の動きも見え始めている<sup>5</sup>。

財政政策の観点からは、コロナショック後の成長戦略の財源確保や COVID-19 対策で悪化した財政収支の改善を目的として、増税の実施又は検討を行う国が見られる。例えば、米国では、コロナショック後の成長戦略として、インフラ投資や教育・子育て支援に財政支出を行うと同時に、その財源を企業・富裕層に対する増税で確保する計画が示され、法制化が進められている（第Ⅱ章）。こうした企業・富裕層に対する増税の背景には、コロナショック下で拡大した経済格差を是正するため、税制の所得再分配効果を向上させる狙いもある<sup>6</sup>。英国では、低金利・低インフレが今後も継続するか見通せない中で、中長期的な財政の持続可能性を確保するために、法人税の税率引上げ等の実施が決定された（第Ⅲ章）。EU では、コロナショック後の経済復興のために創設された「復興基金」の返済資金を確保するため、EU が推進するグリーン化やデジタル化といった政策目標と整合的な新規の財源確保策が検討されている（第Ⅳ章）。

本稿では、コロナショック後の主要先進国の財政状況等を整理し（第Ⅰ章）、財源確保の観点から欧米諸国を始めとする諸外国の税制をめぐる動向を紹介する（第Ⅱ章～第Ⅴ章）。

\* 本稿は2021年11月2日までの情報を基にしている。インターネット情報の最終アクセス日も同日である。日本銀行国際局「報告省令レート（令和3年11月分）」によると、1ドル=110円、1ポンド=150.7円、1ユーロ=129.8円、1ニュージーランド・ドル=77.6円、1ウォン=0.094円、1アルゼンチン・ペソ=1.12円である。

<sup>1</sup> 詳細については、国立国会図書館調査及び立法考査局「新型コロナウイルス感染症への政策対応—主要国の経済対策の概要—」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』No.1111, 2020.9.8. <[https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_11537739\\_po\\_1111.pdf?contentNo=1](https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11537739_po_1111.pdf?contentNo=1)>等を参照。

<sup>2</sup> 2020年における財政赤字の対GDP比は、先進国で11.7%、新興国で9.8%、発展途上国で5.5%に達している。また、公債残高の対GDP比（全世界の平均）は、2020年には97%に上り、2021年には99%程度にまで上昇すると見込まれている。International Monetary Fund, *Fiscal Monitor: A Fair Shot*, 2021.4, p.xi. <<https://www.imf.org/en/Publications/FM/Issues/2021/03/29/fiscal-monitor-april-2021>>

<sup>3</sup> 詳細については、大森健吾「コロナショックと財政・金融政策」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』No.1105, 2020.7.14, pp.9-10. <[https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_11511177\\_po\\_1105.pdf?contentNo=1](https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11511177_po_1105.pdf?contentNo=1)>を参照。

<sup>4</sup> 河合正弘「（経済教室）コロナ危機の先に（下）対策費用、現世代で連帯負担」『日本経済新聞』2020.6.4.

<sup>5</sup> 金融政策をめぐるのは、多くの中央銀行で量的緩和政策の縮小が実施ないし検討されている。佐伯遼「際立つ日銀の「周回遅れ」相次ぐ緩和縮小で円安圧力」『日本経済新聞』（電子版）2021.9.7.

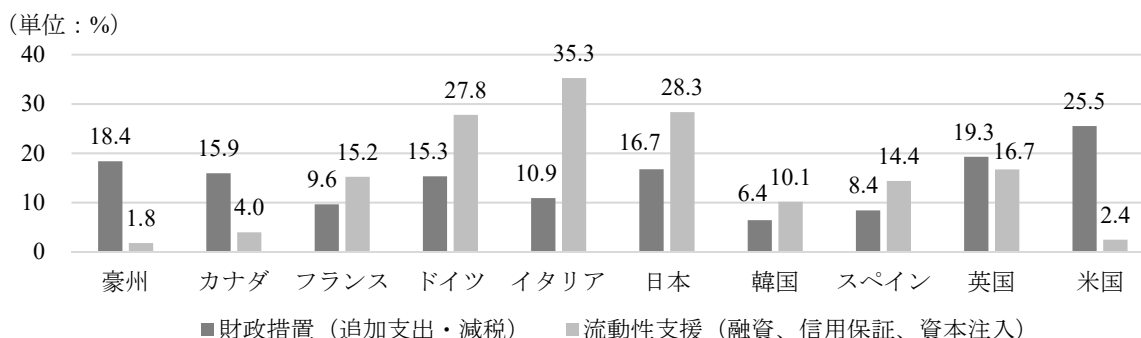
<sup>6</sup> 法人税（本稿では、法人所得税（corporate income tax）を単に法人税という。）が所得再分配に及ぼす影響は、税負担が資本所有者又は労働者のいずれにどの程度帰着するかによって異なる。議会予算局（CBO）は、法人税負担の75%が資本所有者、25%が労働者に帰着するというモデルを使用している。資本所有者には高所得者が多いことから、このモデルによると、法人税増税はその負担の多くが高所得者に帰着して所得再分配効果を高めるのに対し、法人税減税はその恩恵の多くを高所得者が享受して所得再分配効果を低めることになる。Congressional Budget Office, “The Distribution of Household Income, 2018,” 2021.8, pp.17, 28-29, 43. <<https://www.cbo.gov/system/files/2021-08/57061-Distribution-Household-Income.pdf>>

## I コロナショック後の主要先進国の財政状況と税制をめぐる動向

### 1 財政状況の概要

各国政府は、コロナショックに対する経済対策として巨額の財政出動を実施してきた(図1)。その結果、各国政府の財政赤字が大幅に悪化し、公債残高が増加している(図2・図3)。

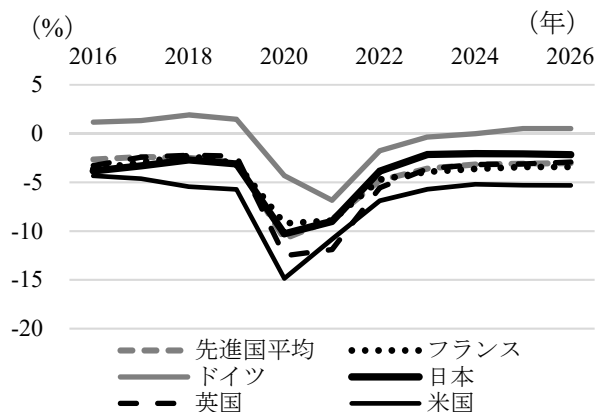
図1 主要先進国のコロナショックに対する経済対策の規模(対GDP比)



(注) 2020年1月以降に実施されてきた経済対策(財政措置及び流動性支援)の規模(2021年9月27日現在)を示したものである(GDPは2020年の数値)。

(出典) IMF Fiscal Affairs Department, "Fiscal Monitor Database of Country Fiscal Measures in Response to the COVID-19 Pandemic," 2021.10を基に筆者作成。

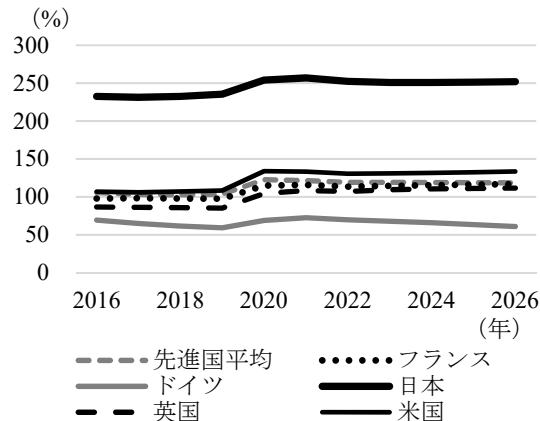
図2 主要先進国の財政収支(対GDP比)



(注) 2021年以降は予測値。

(出典) International Monetary Fund, *Fiscal Monitor: Strengthening the Credibility of Public Finances*, 2021.10を基に筆者作成。

図3 主要先進国の公債残高(対GDP比)



(注) 2021年以降は予測値。

(出典) International Monetary Fund, *Fiscal Monitor: Strengthening the Credibility of Public Finances*, 2021.10を基に筆者作成。

### 2 税制をめぐる動向と論点

2020年上半期には、各国でCOVID-19対策として外出や営業の規制(又は自粛)が実施され、需要・供給両面で経済が急収縮した<sup>7</sup>。こうした中で、多くの国では、倒産や失業等から企業・

<sup>7</sup> コロナショック発生後の経緯に関する記述は、主に OECD, *Tax Policy Reforms 2021: Special Edition on Tax Policy during the COVID-19 Pandemic*, 2021, pp.7-8による。

家計を守るために、緊急的な救済策として納税猶予等の税制措置が講じられた。その後、経済活動が再開される中で、一部の国では、経済回復志向の税制措置として、企業に対する投資優遇措置や経済的影響が大きい特定の業種に対する付加価値税 (Value Added Tax: VAT) の減税等が実施されてきた。

経済協力開発機構 (Organisation for Economic Co-operation and Development: OECD) が 2021 年 10 月に公表したレポートは、コロナショックの収束後の税財政政策では、原状復帰のみならず、危機下で顕在化・加速した長期的な構造上の課題 (気候変動、高齢化、デジタル化・自動化の進展、経済成長の鈍化、格差拡大) への対応が必要であると指摘する<sup>8</sup>。その上で、租税政策は、①経済成長の促進、②公平性 (格差是正)、③環境面での持続可能性の各観点を同等に考慮すべきであり、②の観点からは財政需要の増大と所得・資産格差の拡大に対応するため、個人の資本所得<sup>9</sup>・資産に対する課税がより重要な役割を果たすこと、③の観点からは税制全体が環境面での持続可能性の確保という目標と整合的であることが求められるという。

国際通貨基金 (International Monetary Fund: IMF) は、2021 年 4 月に公表した「財政モニター」において、コロナショック下で拡大した所得格差と基本的な公的サービスへのアクセスの格差を是正するため、政府は、教育・医療への投資、社会保障の強化等の財政支出を行うとともに、税制の見直しによってその財源を確保する必要があるとしている<sup>10</sup>。具体的には、先進国では、所得課税の累進性強化や相続税・贈与税等の資産課税の強化によって財源確保が可能としている。それ以外にも、復興のための特別税<sup>11</sup>や企業の超過利益<sup>12</sup>に対する課税、更には従前の措置で不十分な場合には資産税 (wealth tax)<sup>13</sup>も検討に値するとしている。

## II 米国の動向

### 1 当初の 3 計画

バイデン (Joseph R. Biden Jr.) 大統領は、2020 年大統領選挙時の公約として、コロナショック後の経済復興に向けて「より良い再建 (Build Back Better)」と呼ばれる経済政策を掲げていた。2021 年 1 月に発足したバイデン政権では、その具体案として、①米国救済計画 (American Rescue Plan)、②米国雇用計画 (American Jobs Plan)、③米国家族計画 (American Families Plan) の 3 つの計画が相次いで公表された (表 1)。

米国救済計画は、COVID-19 の感染拡大で経済的影響を受けた家計に対し、迅速かつ直接的

<sup>8</sup> OECD, *Tax and fiscal policies after the COVID-19 crisis*, 2021.10.14. <<https://www.oecd.org/coronavirus/policy-responses/tax-and-fiscal-policies-after-the-covid-19-crisis-5a8f24c3/>>

<sup>9</sup> 利子、配当、キャピタルゲインなど資本を源泉とする所得をいう。

<sup>10</sup> International Monetary Fund, *op.cit.*(2), pp.xii-xiii, 27-47.

<sup>11</sup> 具体例としては、日本で東日本大震災後に復興財源の確保のために導入された「復興特別税」、ドイツで東西ドイツ統一後に旧東ドイツ諸州の支援に必要な財源確保のために導入された「連帯付加税」が挙げられる。

<sup>12</sup> 一般には、国債等の安全資産への投資によって得られる利益 (正常利益) を超える利益 (経済的レント) をいう。

<sup>13</sup> 資産税は、①純資産税 (net wealth tax. いわゆる「富裕税」と) ②移転税 (transfer tax) の 2 つに整理される場合もあるが (Rebecca S. Rudnick and Richard K. Gordon, “Ch.10. Taxation of Wealth,” *Tax Law Design and Drafting*, vol.1, 1996, p.1. <<https://www.imf.org/external/pubs/nft/1998/tlaw/eng/ch10.pdf>>)、IMF の財政モニター (2021 年 4 月) では①が資産税と呼称されている。①は、総資産 (一般には、動産・不動産等の有形資産、預金・有価証券等の金融資産を含む全資産) の額から総負債額を控除した純資産額を課税標準とする税をいう。②は、資産の移転時に課される税をいい、相続税・贈与税等がこれに該当する。

表1 バイデン政権の経済政策アジェンダ（当初の3計画）

	米国救済計画	米国雇用計画	米国家族計画
位置付け	短期的な経済対策	中長期の成長戦略（経済政策）	
規模	1.9兆ドル	今後8年間で2.3兆ドル	今後10年間で1.8兆ドル
経済対策の 主な内容	・家計向け現金給付 ・児童税額控除・勤労所得 税額控除等の拡充 ・失業保険給付の拡充措置 の延長	・交通・生活インフラへの投資 ・製造業の競争力強化	・幼児等に対する教育無償化の 拡大 ・育児費用の負担軽減等
財源確保 方法	国債発行	企業増税（メイド・イン・アメ リカ税制計画）	富裕層に対する増税等
現状	2021年3月11日に米国救済 計画法が制定。	インフラ投資及び雇用法案（財 政規模は今後8年間で1.2兆ド ル（新規歳入は5年間で5500億 ドル規模））が審議中。	企業・富裕層への増税等を財源 とし、教育・子育て、気候変動対 策等に財政支出を行う（財政規 模は今後10年間で1.75兆ドル） 関連法案が審議中。

（出典）各種資料を基に筆者作成。

な救済措置を講ずることを目的とした短期的な経済対策である<sup>14</sup>。同計画は、バイデン大統領就任前の2021年1月14日に公表され、その後、3月11日に米国救済計画法<sup>15</sup>として制定された。同法の制定に際しては、民主党が単純過半数で法案を可決するため、「財政調整措置」<sup>16</sup>の手続が採られた。主な税制改正事項は、①家計向け現金給付（1人当たり1,400ドル）<sup>17</sup>、②児童税額控除・勤労所得税額控除等の拡充、③失業保険給付の拡充措置の延長、等である。経済対策の規模は総額1.9兆ドルに上り、その財源は国債発行によって賄われる<sup>18</sup>。

米国雇用計画は、2021年3月31日に公表され、米国家族計画とともに中長期の経済政策パッケージの1つに位置付けられる<sup>19</sup>。米国雇用計画は、数百万の良質な雇用の創出、国内インフラの再建、中国に対する優位性の確立を目的として、交通・生活インフラへの投資、研究開発支援等を通じた製造業の競争力強化等に対し、財政支出を行う計画である。財政規模は、今後8年間で約2.3兆ドルに上る。当該計画の財源は企業増税で賄われ、その構想は「メイド・

<sup>14</sup> “American Rescue Plan.” White House website <<https://www.whitehouse.gov/american-rescue-plan/>>

<sup>15</sup> American Rescue Plan Act of 2021, P.L.117-2, 135 Stat. 4.

<sup>16</sup> 財政調整措置は、歳入・歳出の水準が予算決議で示された方針と一致するように、現行法（実体法）を改正することを目的とした手続である。予算決議は、上下両院が議決するのみで、大統領の署名を要しない「一致決議」の形式を採り、次年度以降の複数年（通常10年間）にわたる予算の大枠を形成する。予算決議に財政調整措置の指示が盛り込まれ、これに基づき策定された法案（財政調整法案）は、迅速化された審議プロセスの対象となり、上院における法案の審議時間が20時間に制限される。通常、上院で法案を可決するためには、フィリバスター（少数党による長時間討論等の議事妨害）を打ち切るために、在籍議員の5分の3（欠員がなければ60名）の賛成が必要になるが、財政調整措置の手続を採ることで、単純過半数で法案を可決できるようになる。第117議会期（2021-2022年）における上院の議席数は、民主党が50（民主党会派の無所属2名を含む。）、共和党が50であり、勢力が拮抗している（可否同数の場合には民主党のハリス（Kamala Harris）上院議長（副大統領）が1票を投票）。渡瀬義男『アメリカの財政民主主義』（アメリカの財政と分権 第8巻）日本経済評論社、2012、pp.34-43; Bill Heniff Jr., “The Budget Reconciliation Process: The Senate’s “Byrd Rule.”,” *CRS Report*, RL30862, 2021.5.4, p.1. <<https://fas.org/sgp/crs/misc/RL30862.pdf>> 等を参照。

<sup>17</sup> 所得税の申告単位が単身者の場合には、調整総所得が75,000ドル超で給付額の通減が開始し、80,000ドル超で給付額がゼロとなる。扶養親族1人につき給付額1,400ドルが上乘せされる。

<sup>18</sup> CBOの推計によると、米国救済計画法によって2021～2030年の間に生じる債務の累積額は約1.86兆ドルとされている。Congressional Budget Office, “Estimated Budgetary Effects of H.R. 1319, American Rescue Plan Act of 2021, As passed by the Senate on March 6, 2021,” 2021.3.10. <[https://www.cbo.gov/system/files/2021-03/Estimated\\_Budgetary\\_Effects\\_of\\_HR\\_1319\\_as\\_passed\\_0.pdf](https://www.cbo.gov/system/files/2021-03/Estimated_Budgetary_Effects_of_HR_1319_as_passed_0.pdf)>

<sup>19</sup> “Fact Sheet: The American Jobs Plan,” 2021.3.31. White House website <<https://www.whitehouse.gov/briefing-room/statements-releases/2021/03/31/fact-sheet-the-american-jobs-plan/>>

イン・アメリカ税制計画」と呼称される<sup>20</sup>。同計画は、国内での雇用創出・投資を誘因付け、タックスヘイブンへの利益移転を抑制し、大企業による公正な負担を確保するとともに、米国の主導により「底辺への競争 (race-to-the-bottom)」と呼ばれる世界的な法人税率の引下げ競争<sup>21</sup>に終止符を打つことが目的とされている。主な税制改正事項は、①連邦法人税率の21%から28%への引上げ、②多国籍企業に対する最低税率による課税 (ミニマム税) の強化、具体的には、外国子会社の一定の所得 (グローバル無形資産低課税所得 (Global Intangible Low-Taxed Income: GILTI)) を親会社の所得と合算課税する制度における実質的な法人税負担率 (実効税率) の10.5%から21%への引上げ等<sup>22</sup>、③大企業の会計上の利益に対するミニマム税 (税率15%) の導入、等である。増収規模は、15年間で2.5兆ドルと見込まれている<sup>23</sup>。

米国家族計画は、米国雇用計画に続く、第2弾の中長期的な経済政策パッケージとして、2021年4月28日に公表された<sup>24</sup>。米国家族計画は、子ども・家族への投資を通じて、中間層の再興と将来のイノベーション・成長の促進を図る計画である。同計画では、教育・子育て関連分野に、今後10年間で約1.8兆ドル規模の経済対策が講じられる。経済対策の内訳は、1兆ドルの財政支出 (幼児等に対する教育無償化の拡大、育児費用の負担軽減等) と8000億ドルの減税措置 (米国救済計画で措置された児童税額控除等の拡充措置の延長等) で構成される。当該計画の財源は、主に富裕層に対する増税によって賄われる。具体的には、①連邦所得税の最高税率を37%から39.6%に引上げ、②所得100万ドル超の場合にキャピタルゲイン及び配当を通常の所得と同様に課税<sup>25</sup>、③所得40万ドル超の高所得者に対するメディケア税 (税率3.8%) <sup>26</sup>の課税強化、④富裕層・企業に対する内国歳入庁 (Internal Revenue Service: IRS) の徴税強化、等である。増収規模は10年間で約1.5兆ドルと見込まれている<sup>27</sup>。米国家族計画は、富裕層を中心に財源を調達する一方、それを主に低・中所得層を対象とする教育・子育て支援策に充当する

<sup>20</sup> 米国財務省は、2021年4月にメイド・イン・アメリカ税制計画の内容を示した文書を公表している。U.S. Department of the Treasury, “The Made in America Tax Plan,” 2021.4. <[https://home.treasury.gov/system/files/136/MadeInAmericaTaxPlan\\_Report.pdf](https://home.treasury.gov/system/files/136/MadeInAmericaTaxPlan_Report.pdf)>

<sup>21</sup> 国際協調によって世界的な法人税率の引下げ競争に歯止めを掛けようとする動きもある (本稿の結語を参照)。

<sup>22</sup> GILTI を合算課税する制度は、トランプ (Donald Trump) 政権下で制定された2017年税制改革法 (P.L.115-97) において無形資産の国外移転による課税ベースの浸食を抑制するために導入された。同制度では、外国子会社の一定の課税所得から適格事業資産投資額 (Qualified Business Asset Investment: QBAI) の10%を控除した額が合算課税の対象とされる。メイド・イン・アメリカ税制計画では、実効税率の引上げ以外に、QBAI の10%控除の廃止、全世界ベース計算から国別計算への移行等も掲げられている。

<sup>23</sup> 米国財務省がメイド・イン・アメリカ税制計画の公表時に示した増収額の見通しによる (“How Biden Is Planning To Raise \$2.5 Trillion,” *New York Times*, 2021.4.8.)。米国雇用計画のファクトシート上では、15年間で2兆ドル超と言及されている (“Fact Sheet: The American Jobs Plan,” *op.cit.*(19))。

<sup>24</sup> “Fact Sheet: The American Families Plan,” 2021.4.28. White House website <<https://www.whitehouse.gov/briefing-room/statements-releases/2021/04/28/fact-sheet-the-american-families-plan/>>

<sup>25</sup> 現状では、長期キャピタルゲイン及び適格配当に対する連邦所得税の最高税率は20%であり、給与収入に対する最高税率 (米国家族計画では37%から39.6%に引上げ) よりも低く設定されている。これに対し、米国家族計画は、所得100万ドル超の場合には、所得全体に税率39.6%を一律適用するとしている。この場合、税率3.8%の純投資所得税 (後掲注(26)) が別途課されることから、両者を合わせた税率は43.4%となる。

<sup>26</sup> メディケア (65歳以上の高齢者及び65歳未満の障害者向けの公的医療保険プログラム) の財源として、労使折半で給与に課される税をいう。税率は被用者が1.45%、雇用主が1.45% (個人事業主の場合は2.9%) である。2013年以降、一定の基準を超える給与収入 (夫婦共同申告の場合は25万ドル超) に税率0.9%で課す「追加メディケア税」と、個人等の不労所得を中心とする投資純利益に税率3.8% (メディケア税と追加メディケア税の合計税率に相当) を課す「純投資所得税 (Net Investment Income Tax: NIIT)」が導入されている。米国家族計画は、税法の抜け穴によってメディケア税 (及びこれに相当する税) を負担していない高所得者に同等の税負担を課すとしている。

<sup>27</sup> “Fact Sheet: The American Families Plan,” *op.cit.*(24)

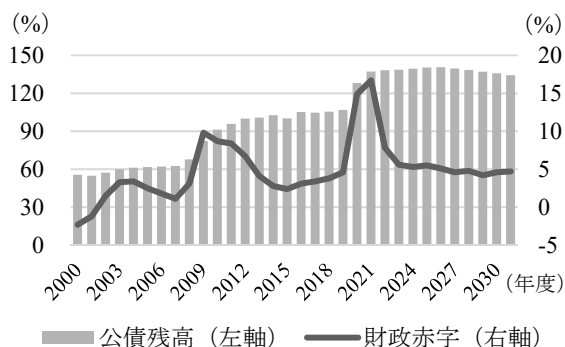
ことで格差是正につなげる狙いがある<sup>28</sup>。

## 2 その後の動向

行政管理予算局（Office of Management and Budget: OMB）は、2021年5月28日、米国雇用計画及び米国家族計画を反映した2022年度（2021年10月～2022年9月）予算教書<sup>29</sup>を連邦議会（以下「議会」）に提出した<sup>30</sup>。同教書では、2022年度に歳出総額として6兆110億ドル（対2021年度比で82.9%、対2019年度比で135.2%）が計上される。財務省は、同日、両計画の税制改革案を反映した2022年度歳入提案に関する一般説明（通称「グリーンブック」）を公表しており、これによると増収見込額は2022年度で1850億ドル、2022～2031年度の10年間で3兆6074億ドルと推計される<sup>31</sup>。連邦政府の債務残高（対GDP比）は、2022年度に138.1%、2026年度に140.5%に達するものの、税制改革の増収効果によって、その後、徐々に低下し、2031年度には134.3%になるとの見通しが示されている（図4）<sup>32</sup>。

米国雇用計画の法制化をめぐるのは、超党派で合意する枠組みが重視された。しかし、共和党が企業増税に反対したことから、超党派の議員グループによって企業増税を財源としない「インフラ投資及び雇用法案」<sup>33</sup>が新たに策定された。同法案は、現在、議会で審議中である<sup>34</sup>。同法案によるインフラ投資の財政規模は、今後8年間で1.2兆ドルとされる（新規歳出は5年間で5500億ドル規模）<sup>35</sup>。その財源は、COVID-19対策の未使用分の資金、暗号資産（仮想通貨）に係る徴税強化等で確保される。ただし、議会予算局（Congressional Budget Office: CBO）は、当該措置ではインフラ投資の財政支出を十分に賄えず、2021～

図4 米国における公債残高・財政赤字対GDP比の推移（2000年度以降）



（注）2021年度以降は予測値。

（出典）Office of Management and Budget, *Budget of the U.S. Government: Fiscal Year 2022; Historical Tables*, 2021.5.28. <<https://www.govinfo.gov/app/collection/budget/2022/BUDGET-2022-TAB>> を基に筆者作成。

<sup>28</sup> *ibid.*; 「米の富裕層増税、10年で160兆円、バイデン政権が格差是正に新構想、子育て・教育に支援策」『日本経済新聞』2021.4.29。

<sup>29</sup> 米国では、予算編成権は行政府ではなく、立法府が有する。米国大統領は自身が望む政策を反映した次年度の予算案として「予算教書」を連邦議会に提出し、上下両院はこれを参考にして予算関連議案を作成・審議する。

<sup>30</sup> Office of Management and Budget, *Budget of the U.S. Government Fiscal Year 2022*, 2021.5.28. <<https://www.govinfo.gov/content/pkg/BUDGET-2022-BUD/pdf/BUDGET-2022-BUD.pdf>>

<sup>31</sup> Department of the Treasury, “General Explanations of the Administration’s Fiscal Year 2022: Revenue Proposals,” 2021.5, p.106. <<https://home.treasury.gov/system/files/131/General-Explanations-FY2022.pdf>> 税制改革案の項目別の増減収見込額については、*idem*, pp.104-107を参照。

<sup>32</sup> Office of Management and Budget, *op.cit.*(30), p.61.

<sup>33</sup> H.R.3684, 117th Cong. (2021), Infrastructure Investment and Jobs Act. 法案の概要については、“Fact Sheet: Historic Bipartisan Infrastructure Deal,” 2021.7.28. White House website <<https://www.whitehouse.gov/briefing-room/statements-releases/2021/07/28/fact-sheet-historic-bipartisan-infrastructure-deal/>> 等を参照。

<sup>34</sup> 同法案は、下院で可決、上院で修正案の可決が完了しており、今後、下院で上院による修正案の採決が予定されている。民主党左派の下院議員は、財政調整措置の指示に基づく歳出・歳入関連の改正法案（後述）について党内で合意されない限り、インフラ投資及び雇用法案の採決に応じない姿勢を示しており、審議が停滞している。

<sup>35</sup> インフラ投資及び雇用法案は、伝統的なインフラ整備が中心であり、米国雇用計画の一部項目（電気自動車用のインフラ整備等を除く気候変動対策としてのインフラ投資、製造業の競争力強化等）は含まれていない。

2031 年度に 2561 億ドルの財政赤字が追加的に発生するとの推計を示している<sup>36</sup>。

インフラ投資については超党派で法制化が進められた一方で、超党派での合意が困難な企業・富裕層に対する増税案と、教育・子育て支援策、気候変動対策等の財政支出については、財政調整措置を用いて民主党単独で法案成立を目指すという二段構えの方向性が採られてきた<sup>37</sup>。財政調整措置の指示を盛り込んだ 2022 年度予算決議は、2021 年 8 月 11 日に上院、同月 24 日に下院で可決された<sup>38</sup>。同決議は、2022～2031 年度の 10 年間における歳出・歳入の大枠を示し、3.5 兆ドル規模の投資を可能とする一方、その財源を増税（年間所得 40 万ドル未満の家計は増税の対象外）、医療費削減、長期的な経済成長による増収で賄うとした<sup>39</sup>。

同決議の財政調整措置では上院及び下院の各委員会に対して歳出・歳入関連の改正法案を所定の期日までに勧告することが指示され、2021 年 9 月 27 日には下院の各委員会による勧告を 1 つに束ねた「より良い再建法案」<sup>40</sup>が議会に提出された。同法案は、財政規模を 3.5 兆ドルとし、その財源確保のための増税措置として、①連邦法人税率を現行の 21%から 3 段階の累進構造（課税所得 40 万ドル以下には 18%、40 万ドル超 500 万ドル以下には 21%、500 万ドル超には 26.5%を適用<sup>41</sup>）とする、②GILTI に係る実効税率を 10.5%から約 16.6%に引き上げる、③連邦所得税の最高税率を 37%から 39.6%に引き上げる、④長期キャピタルゲイン及び適格配当に対する最高税率を 20%から 25%に引き上げる、⑤一定の基準（例えば夫婦共同申告の場合は 500 万ドル）を超える個人等の課税所得に対して税率 3%の付加税を課す、等

表 2 下院による歳出・歳入関連の改正法案における増収見込額（2022～2031 年度）

(単位：億ドル)

項目名（内訳は主なもの）	見込額
1. 法人課税・国際課税の改革	9,636
連邦法人税の累進構造化（最高税率 21%→26.5%）	5,401
グローバル無形資産低課税所得（GILTI）・外国源泉無形資産関連所得（FDII）に係る実効税率の引上げ	964
GILTI の制度見直し（全世界ベース計算から国別計算への移行、適格事業資産投資額の控除率引下げ）	1,067
2. 高所得者に対する増税	10,000
連邦所得税の最高税率引上げ（37%→39.6%）	1,705
長期キャピタルゲイン及び適格配当に対する最高税率引上げ（20%→25%）	1,234
高所得者の事業所得に対する純投資所得税の課税	2,522
非法人の事業所得に対する損失控除の制限	1,668
一定基準を超える個人等の課税所得に対する付加税（税率 3%）の導入	1,273
3. 退職勘定に関する制度見直し	43
4. 徴税強化とコンプライアンス改善	139
5. その他	910
合計	20,728

(出典) Joint Committee on Taxation, “Estimated Budgetary Effects of an Amendment in the Nature of a Substitute to the Revenue Provisions of Subtitles F, G, H, I, and J of the Budget Reconciliation Legislative Recommendations Relating to Infrastructure Financing and Community Development, Green Energy, Social Safety Net, Responsibly Funding Our Priorities, and Drug Pricing, Scheduled for Markup by the Committee on Ways and Means on September 14, 2021,” JCX-42-21, 2021.9.13. <<https://www.jct.gov/publications/2021/jcx-42-21/>> を基に筆者作成。

<sup>36</sup> Congressional Budget Office, “Senate Amendment 2137 to H.R. 3684, the Infrastructure Investment and Jobs Act, as Proposed on August 1, 2021,” 2021.8.9. <[https://www.cbo.gov/system/files/2021-08/hr3684\\_infrastructure.pdf](https://www.cbo.gov/system/files/2021-08/hr3684_infrastructure.pdf)>

<sup>37</sup> 「米税制改革、なお壁高く、130 兆円投資法案は合意、企業増税ひとまず見送り」『日本経済新聞』2021.6.26.

<sup>38</sup> S.Con.Res.14, 117th Cong. (2021)

<sup>39</sup> “RE: FY2022 Budget Resolution Agreement Framework,” 2021.8.9. Senate Democrats website <<https://www.democrats.senate.gov/imo/media/doc/MEMORANDUM%20for%20Democratic%20Senators%20-%20FY2022%20Budget%20Resolution.pdf>>

<sup>40</sup> H.R.5376, 117th Cong. (2021), Build Back Better Act.

<sup>41</sup> 課税所得が 1000 万ドル超の場合には、超過額の 3%又は 28.7 万ドルのいずれか少ない方が税額に加算され、18%・21%の税率適用による恩恵が相殺される仕組みが採られている。



を掲げている<sup>42</sup>。下院歳入委員会での審議時に両院合同租税委員会（Joint Committee on Taxation: JCT）が示した推計によると、当該措置による増収見込額は 2.1 兆ドルとされている（表 2）。

上院で歳出・歳入関連の改正法案を可決するには全民主党議員の同意が必要であるが、穏健派の上院議員は財政規模の縮小を要求したことから、合意形成が難航した。また、一部の穏健派の上院議員は連邦法人税率と連邦所得税の最高税率の引上げにも反対の姿勢を示し、民主党内の路線対立が解消されない状況にあった。バイデン大統領は、2021 年 10 月 28 日、こうした状況を打開するため、上下両院で合意可能な「より良い再建法案」の新たな枠組みとして、財政規模を今後 10 年間で 1 兆 7500 億ドルに縮減する一方、その財源を①大企業（利益 10 億ドル超）の利益に対するミニマム税（税率 15%）の導入、②企業の自社株買いに対する課税制度（税率 1%）の導入、③国際的に合意された最低税率に基づくミニマム税（後述）を踏まえた国際課税制度の見直し（米国企業の国外所得に対して国別計算により税率 15%のミニマム税を適用）、④連邦所得税に所得 1000 万ドル超に 5%、更に所得 2500 万ドル超に 3%を課す付加税の導入、⑤富裕層に対するメディケア税（税率 3.8%）の課税強化、⑥IRS の徴税強化、等で確保することを提案した<sup>43</sup>。連邦法人税率

と連邦所得税の最高税率の引上げは見送られたが、増収措置によって今後 10 年間で 1 兆 9950 億ドルを確保するとの見通しが示されている（表 3）。ただし、増収措置の中には IRS の徴税強化など効果が不明なものも含まれている<sup>44</sup>。下院議院規則委員会は、新たな枠組みに沿った法案の草稿を公表している<sup>45</sup>。当該法案の草稿は出発点にすぎず、バイデン政権の経済政策の構想との整合性を確保しつつ、上下両院で最終的に合意可能な法案を策定するためには大幅な修正は避けられないとの見方もあり<sup>46</sup>、歳出・歳入

表 3 バイデン大統領による「より良い再建法案」の新たな枠組みにおける増収見込額（2022～2031 年度）

（単位：億ドル）

項目名	見込額
大企業に対するミニマム税（税率 15%）導入	3,250
自社株買いに対する課税制度（税率 1%）導入	1,250
国際課税制度の見直し	3,500
連邦所得税に富裕層に対する付加税導入	2,300
富裕層に対するメディケア税の課税強化	2,500
富裕層に対する事業損失控除の制限	1,700
内国歳入庁（IRS）の徴税強化	4,000
製薬のリベート（払戻金）慣行の廃止	1,450
合計	19,950

（出典）“President Biden Announces the Build Back Better Framework,” 2021.10.28. White House website <<https://www.whitehouse.gov/briefing-room/statements-releases/2021/10/28/president-biden-announces-the-build-back-better-framework/>> を基に筆者作成。

<sup>42</sup> 増税措置の概要は、Committee on Ways and Means, “Subtitle I – Responsibly Funding Our Priorities Section-by-Section.” <[https://waysandmeans.house.gov/sites/democrats.waysandmeans.house.gov/files/documents/SubtitleISxS.pdf?utm\\_medium=taxdesk&utm\\_source=twitter&utm\\_campaign=40CD4380-1495-11EC-B8BA-41C84F017A06](https://waysandmeans.house.gov/sites/democrats.waysandmeans.house.gov/files/documents/SubtitleISxS.pdf?utm_medium=taxdesk&utm_source=twitter&utm_campaign=40CD4380-1495-11EC-B8BA-41C84F017A06)> 等を参照。

<sup>43</sup> “President Biden Announces the Build Back Better Framework,” 2021.10.28. White House website <<https://www.whitehouse.gov/briefing-room/statements-releases/2021/10/28/president-biden-announces-the-build-back-better-framework/>> なお、その検討過程では、3 年連続で年間所得が 1 億ドル超又は資産額が 10 億ドル超の富裕層を対象に、株式等の売買可能な資産の長期キャピタルゲイン（未実現のキャピタルゲインを含む。）に税率 23.8%で課税するという「富裕層所得税（Billionaires Income Tax）」が提案された（Ron Wyden, “Billionaires Income Tax,” 2021.10.27. Senate Committee on Finance website <<https://www.finance.senate.gov/imo/media/doc/Billionaires%20Income%20Tax%20-%20One%20Pager.pdf>>）。この提案は、民主党内の反対を受け、新たな枠組みには盛り込まれていない。

<sup>44</sup> 「米の巨額経済対策半減、200 兆円に、与党内の対立で」『日本経済新聞』2021.10.29。

<sup>45</sup> “Rules Committee Print 117-17 Text of H.R. 5376, Build Back Better Act,” 2021.10.28. Committee on Rules website <<https://rules.house.gov/sites/democrats.rules.house.gov/files/BILLS-117HR5376RH-RCPI17-17.pdf>> 概要は、PwC, “Revised Build Back Better bill—key business and individual tax provisions,” *Tax Insights*, 2021.10.31. <<https://www.pwc.com/us/en/tax-services/publications/insights/assets/pwc-revised-build-back-better-bill-key-tax-provisions.pdf>> を参照。

<sup>46</sup> “Today’s Civics Lesson: A Framework Is Not a Bill,” *New York Times*, 2021.10.28. 2017 年税制改革法で導入され

関連の改正法案の詳細は依然として流動的な状態にある。

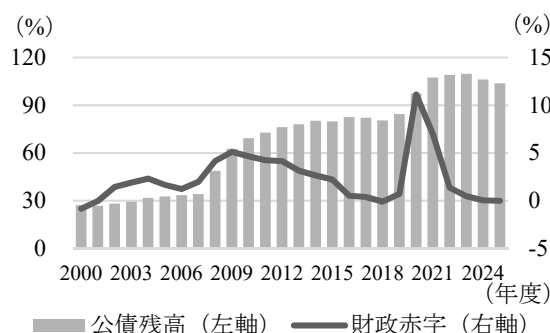
なお、バイデン政権の経済政策をめぐっては、巨額の財政出動がインフレを誘発するとの懸念が見られる。一方、米国連邦準備制度理事会（Federal Reserve Board: FRB）が現状ゼロ近辺の政策金利を引き上げればインフレ圧力を十分に抑制できる等として、その懸念は杞憂にすぎないとする見方もあり、巨額の財政出動がインフレを誘発するかは意見が割れている<sup>47</sup>。

### III 英国の動向

英国では、2021年3月3日の予算演説（Budget Speech）及び予算書（Budget）で税制改正案の内容が公表された<sup>48</sup>。予算演説では、コロナショックへの対策として所得支援・事業者支援を当面継続する一方、2020～2021年度に支出した当該対策費は総額4070億ポンドに上り、財政収支が第二次世界大戦後で最悪の水準にある（図5）と言及された。その上で、低金利・低インフレが今後も継続するか見通せない中で、中長期的な財政の持続可能性を確保し、次の危機に備えて財政余力を生み出す必要があるとして、①法人税率の引上げ、②所得税の基礎控除（personal allowance）等に係る物価連動の凍結、等が表明された。これらの税制改正事項は、2021年財政法として2021年6月10日に制定された<sup>49</sup>。

法人税率の引上げについては、2023年4月から、年間所得が25万ポンド以上の企業に対しては19%から25%に引き上げ、5万ポンド以下の企業に対しては19%のまま据え置き、5万ポンド超25万ポンド未満の企業に対しては限界控除（marginal relief）<sup>50</sup>を適用し、実質的な負担率を19%から25%に逡増する仕組みが採られる（財政上の影響額については表4を参照）。この見直し後も、英国の法人税率はG7の中で最も低く、財源確保と法人税制の国際競争力の維持を両立することは可能とされている<sup>51</sup>。他方で、企業の投資を促進するため、2021年4月か

図5 英国における公債残高・財政赤字対GDP比の推移（2000年度以降）



（注1）2021年度以降は予測値。  
 （注2）財政赤字は、景気変動要因を調整した数値。  
 （出典）Budget Responsibility Committee, “Public finances databank 2021-22,” 2021.7. <<https://obr.uk/public-finance-databank-2021-22/>> を基に筆者作成。

た州・地方税（SALT）控除の上限額（1万ドル）の見直しも、今後、修正が発生し得る事項の1つに挙げられる。  
 PwC, *ibid.*, p.1.

<sup>47</sup> ガウティ・エガートソン「（経済教室）米インフレの行方 懸念少なく金利正常化に益」『日本経済新聞』2021.9.21; “Economists clash over inflation tied to Biden’s \$3.5T spending plan,” *Fox Business*, 2021.7.24. <<https://www.foxbusiness.com/economy/biden-spending-plan-economists-clash-inflation>>

<sup>48</sup> “Budget Speech 2021,” 2021.3.3. GOV.UK website <<https://www.gov.uk/government/speeches/budget-speech-2021>>; HM Treasury, “Budget 2021,” HC1226, 2021.3. <[https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment\\_data/file/966868/BUDGET\\_2021\\_-\\_web.pdf](https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/966868/BUDGET_2021_-_web.pdf)> 以下の概要説明は、伊藤さゆり「英国の法人税引き上げを巡る3つの疑問」『研究員の眼』2021.3.30. ニッセイ基礎研究所ウェブサイト <[https://www.nli-research.co.jp/files/topics/67343\\_ext\\_18\\_0.pdf?site=nli](https://www.nli-research.co.jp/files/topics/67343_ext_18_0.pdf?site=nli)> も参照した。

<sup>49</sup> Finance Act 2021 (c.26)

<sup>50</sup> 上限額と課税所得に受取配当等を加えた額（増加所得）との差額に控除率を乗じるなど一定の計算式で算出した額の税額控除を認める制度をいう。詳細は、酒井翔子『現代英国税制』税務経理協会、2018, pp.65-66を参照。

<sup>51</sup> HM Treasury, *op.cit.*(48), pp.3, 52.

ら2023年3月までの時限措置として、減価償却制度に相当する「資本控除 (capital allowances)」に「スーパー控除 (super-deduction)」が導入される<sup>52</sup>。これは、一定の設備投資の場合に初年度に投資額の130%の控除を認めるというものである。

所得税の基礎控除と税率40%の適用が開始される課税所得の金額は、消費者物価指数と連動する形で2021年4月に引き上げられたが、2026年4月までは控除額等の物価連動による引上げが見送られ、2021年4月の水準が維持される<sup>53</sup>。所得税の税率構造等は改正されないものの、当該措置により実質的な所得増税が行われる形となっている (表4)。

表4 2021年3月予算書における政策決定による財政上の影響額の推計

(単位: 百万ポンド)

(年度)	2020	2021	2022	2023	2024	2025
主な税制改正の項目						
【法人税】税率引上げ	-5	20	2,390	11,900	16,250	17,200
【法人税】スーパー控除等の導入	-1,735	-12,255	-12,695	-2,395	2,090	2,780
【所得税】基礎控除等に係る物価連動の凍結	0	*	1,555	3,655	5,790	8,180
全政策決定による影響額	-6,010	-58,865	-7,785	13,105	25,025	29,735
うち財政支出による影響額	-2,765	-34,770	215	345	720	875
うち税制改正による影響額	-3,245	-24,095	-8,005	12,760	24,305	28,860

(\*) 無視できる数値であるとして、推計値は公表されていない。

(出典) HM Treasury, “Budget 2021,” HC1226, 2021.3, pp.41-43. <[https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment\\_data/file/966868/BUDGET\\_2021\\_-\\_web.pdf](https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/966868/BUDGET_2021_-_web.pdf)> を基に筆者作成。

英国では、2021年9月7日、医療・介護制度を拡充するための財源確保を目的として、2022年4月から①国民保険料の1.25%の引上げ (労働者・使用者の双方に適用。2023年4月から同税率を国民保険料とは別に賦課する制度に移行し、国民保険料は従前の料率に復元)、②配当所得に対する所得税率の1.25%の引上げ等を掲げた改革案が公表された<sup>54</sup>。当該見直しによる増収額は、2022~2024年度の3年間で約360億ポンドと見込まれている。2021年10月20日には、当該見直しを盛り込んだ「2021年保健及び社会的ケア賦課法」が制定された<sup>55</sup>。

なお、2021年10月27日に行われた秋季予算及び歳出見直しに係る演説では、財政健全化に向けて新たな予算責任憲章を定めることが表明された<sup>56</sup>。具体的には、①公債残高の対GDPを低下させる、②公債発行は将来の成長と繁栄のための投資に限り、日常的な支出は税収で賄う、という2つの原則を2024年度までに満たすこと等が掲げられた。

<sup>52</sup> 予算責任局 (Office for Budget Responsibility: OBR) は、この時限措置によって設備投資が10%増加 (実額ベースで年間200億ポンド超増加) すると推計している。“Budget Speech 2021,” *op.cit.*(48) なお、これ以外にも、企業の投資促進策として、寛大な税制優遇措置、簡素な通関手続、政府のより広範な支援を特徴とする経済特区「フリーポート (Freeport)」の設置も盛り込まれている。

<sup>53</sup> 具体的には、2021年4月から2026年4月まで、基礎控除の額は12,570ポンド、税率40%の適用が開始される課税所得の額は50,270ポンド超で維持される。

<sup>54</sup> HM Government, “Building Back Better: Our Plan for Health and Social Care,” 2021.9. GOV.UK website <[https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment\\_data/file/1015736/Build\\_Back\\_Better\\_Our\\_Plan\\_for\\_Health\\_and\\_Social\\_Care.pdf](https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/1015736/Build_Back_Better_Our_Plan_for_Health_and_Social_Care.pdf)>; “Record £36 billion investment to reform NHS and Social Care,” 2021.9.7. *idem* <<https://www.gov.uk/government/news/record-36-billion-investment-to-reform-nhs-and-social-care>>

<sup>55</sup> Health and Social Care Levy Act 2021 (c.28)

<sup>56</sup> “Autumn Budget and Spending Review 2021 Speech,” 2021.10.27. GOV.UK website <<https://www.gov.uk/government/speeches/autumn-budget-and-spending-review-2021-speech>> 新たな予算責任憲章の詳細については、HM Treasury, “Charter for Budget Responsibility: Autumn 2021 update,” 2021.10. *idem* <[https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment\\_data/file/1029020/Charter\\_for\\_Budget\\_Responsibility\\_AB21.pdf](https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/1029020/Charter_for_Budget_Responsibility_AB21.pdf)> を参照。

## IV EUの動向

EUでは、2020年7月、政治的最高意思決定機関である欧州理事会において、中期財政計画に相当する2021～2027年の「多年度財政枠組み（Multiannual Financial Framework: MFF）」を総額1兆743億ユーロ規模とし、これに加えて、コロナ後の復興支援を目的とする7500億ユーロ規模の復興基金「次世代EU（Next Generation EU）」を創設することが合意された<sup>57</sup>。復興基金は、加盟国への融資が3600億ユーロ、返済不要な補助金等が3900億ユーロとされ、EUの行政執行機関である欧州委員会がEU名義の共同債券を発行し、市場で資金調達を行う。2021～2027年MFF及び復興基金では、グリーン化<sup>58</sup>・デジタル化の支援に重点が置かれている。

欧州理事会では、復興基金に係る債務返済に必要な財源を確保するために、新規の独自財源<sup>59</sup>を検討することも合意された<sup>60</sup>。2020年12月の欧州議会・閣僚理事会・欧州委員会の機関間合意では、新規の独自財源として、6つの候補が挙げられ、その導入に向けたロードマップが示されている（表5）<sup>61</sup>。新規の財源確保策には、グリーン化・デジタル化といったEUの政策目標と整合的であり、かつ、公平な税制の実現に資することも求められている<sup>62</sup>。

リサイクルできないプラスチック包装廃棄物の重量に基づく拠出金（表5の①）は、2020年12月に採択されたEU独自財源制度に係る理事会決定<sup>63</sup>に盛り込まれ、2021年1月から適用が開始されている。炭素国境調整措置（表5の②）は、二酸化炭素排出量の多い生産活動が環境規制の緩いEU域外の国に移転するのを防止するために、EUの域内と域外で製造された対象製品の炭素価格<sup>64</sup>を平準化する制度である。これは、環境規制の緩い国からの輸出品に対して事実上の関税を課す制度であるとの見方がある<sup>65</sup>。欧州委員会は2021年7月に炭素国境調整措置の設置規則案（COM(2021) 564 final）を公表しており、今後、欧州議会及び閣僚理事会で同案の審議が予定されている。デジタル課税（表5の③）は、巨大デジタル多国籍企業がEU域内の事業で多額の利益を上げながらも、それに見合う納税を行っていないという問題意識を背

<sup>57</sup> European Council, “Special meeting of the European Council (17, 18, 19, 20 and 21 July 2020),” EUCO10/20, 2020. 7.21. <<https://www.consilium.europa.eu/media/45109/210720-euco-final-conclusions-en.pdf>> 詳細については、濱野恵「【EU】新型コロナウイルス復興基金設立規則の公布」『外国の立法』No.287-1, 2021.4, pp.4-5. <[https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_11659058\\_po\\_02870102.pdf?contentNo=1](https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11659058_po_02870102.pdf?contentNo=1)> を参照。

<sup>58</sup> 気候中立（温室効果ガス排出量実質ゼロ）や資源循環等により地球環境の持続可能性の確保を目指す取組をいう。EUにおけるグリーン化とデジタル化の戦略・取組については、小池拓自「欧州グリーンディールと欧州新産業戦略—2つの移行、グリーン化とデジタル化—」『レファレンス』846号, 2021.6, pp.31-51. <[https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_11687334\\_po\\_084602.pdf?contentNo=1](https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11687334_po_084602.pdf?contentNo=1)> が詳しい。

<sup>59</sup> 従来の独自財源は、①伝統的独自財源：主に関税（徴収費用相当分を除く。）、②VATベース：加盟各国のVAT課税ベース（一定の調整を行ったもの）の一定割合、③国民総所得（Gross National Income: GNI）ベース：加盟各国のGNIの一定割合、の3つで構成される。

<sup>60</sup> European Council, *op.cit.*(57), p.64.

<sup>61</sup> “Interinstitutional Agreement of 16 December 2020,” *Official Journal of the European Union*, L433 I/28, 2020.12.22. <[https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:32020Q1222\(01\)&from=EN](https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:32020Q1222(01)&from=EN)>

<sup>62</sup> *ibid.*, ANNEX II, H

<sup>63</sup> Council Decision (EU, Euratom) 2020/2053. 同決定は、2021年5月31日に全加盟国の批准が完了し、同年1月1日から遡及的に適用が開始されている。

<sup>64</sup> 排出される二酸化炭素に付けられた価格をいう。二酸化炭素の価格付けは「カーボン・プライシング」と呼ばれ、主な制度として、①政府が排出される二酸化炭素量に応じて課税し、炭素価格を決定する「炭素税」と②政府が排出量の上限を決定し、企業に過不足分の排出枠の市場取引を認める「排出量取引」がある。

<sup>65</sup> 例えば、「温暖化ガス実質ゼロへ包括案 EU、環境は日米と「異夢」 国境炭素税、摩擦も辞さず（真相深層）」『日本経済新聞』2021.8.3等。

表5 EUにおける新規の独自財源

新規の独自財源	ロードマップ	収入見込額 (試算)
①リサイクルできないプラスチック包装廃棄物の重量に基づく拠出金 (1kg 当たり 0.8 ユーロ)	・2021年1月から適用開始	年 70 億ユーロ
②炭素国境調整措置 (EU の域内と域外で製造された対象製品の炭素価格を平準化する制度)	・欧州委員会が 2021 年 6 月までに提案を行う	年 100 億ユーロ
③デジタル課税 (巨大デジタル多国籍企業に対して公平な税負担を課せるようにする制度)	・2023 年 1 月までの導入を目標として審議を進める	域内でデジタルサービス税 (税率 3%) を導入する場合、年 50 億ユーロ
④EU 排出量取引制度の見直し (適用範囲の航空・海運への拡大を含む。)	・欧州委員会が 2021 年春に EU 排出量取引制度の見直しを実施し、2021 年 6 月までに見直しを踏まえた独自財源の提案を行う ・2023 年 1 月までの導入を目標として審議を進める	排出枠有償販売 (オークション) による収入の 20%を独自財源とする場合、年 12~30 億ユーロ (2018 年現在)
⑤金融取引税 (金融商品の取引に対して低税率を課す。)	・欧州委員会が 2024 年 6 月までに更なる新規の独自財源について検討を行う ・2026 年 1 月までの導入を目標として審議を進める	全加盟国で株式・債券に税率 0.1%、デリバティブに税率 0.01%を適用する場合、年 570 億ユーロ (2011 年現在)
⑥法人課税をベースとする拠出金 (EU 域内共通の法人税課税ベースの一定割合を拠出金とする等)		共通連結法人税課税標準 (CCCTB) の一定割合 (3%) を拠出金とする場合、年 120 億ユーロ

(出典) 【ロードマップ】“Interinstitutional Agreement of 16 December 2020,” *Official Journal of the European Union*, L433 I/28, 2020.12.22. <[https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:32020Q1222\(01\)&from=EN](https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:32020Q1222(01)&from=EN)>; 【収入見込額 (試算)】 András Schwarcz, “Reform of the EU own resources,” PE 690.963, 2021.3, European Parliament website <[https://www.europarl.europa.eu/RegData/etudes/IDAN/2021/690963/IPOL\\_IDA\(2021\)690963\\_EN.pdf](https://www.europarl.europa.eu/RegData/etudes/IDAN/2021/690963/IPOL_IDA(2021)690963_EN.pdf)>; “EU carbon border tax will raise nearly €10bn annually,” *Financial Times*, 2021.7.7 等を基に筆者作成。

景に、当該企業に対して公正な税負担を課せるようにする制度であり、OECD 及び G20 を中心とする国際的な議論と並行する形で、EU でも議論が進められてきた<sup>66</sup>。2021 年上半期までに予定されていた欧州委員会の提案は、国際的な議論を優先するため、延期されたと報じられている<sup>67</sup>。EU 排出量取引制度の見直し (表 5 の④) については、欧州委員会が適用範囲の航空・海運等への拡大を始めとする制度改正を盛り込んだ指令案 (COM(2021) 551 final; COM(2021) 552 final) を 2021 年 7 月に公表している。2023 年 1 月までの導入が目標とされる新規の独自財源案 (炭素国境調整措置、デジタル課税、EU 排出量取引制度の見直し) をめぐっては、制度設計が複雑である上に、多くの加盟国が新たな財政負担に抵抗する姿勢を見せていることや、制度ごとに加盟各国が受ける影響が大きく異なり、利害が複雑に錯綜することから、今後の合意形成には多くの困難が予想されるとの声も聞かれる<sup>68</sup>。

<sup>66</sup> 欧州委員会は、2018 年 3 月にデジタル課税に関して、①物理的拠出金がなくても一定の場合に各加盟国が法人税を課税できるようにする中長期的な改革案 (COM(2018) 147 final) と②暫定措置として特定のデジタルサービスの売上げに対して一定の税率 (3%) を課す「デジタルサービス税」を導入する案 (COM(2018) 148 final) を公表した。両指令案は、一部の加盟国が反対したことから、EU レベルでの合意が一旦断念され、OECD 及び G20 を中心とする国際的な合意形成に注力する方針が採られた (佐藤良「デジタル経済の課税をめぐる動向【第 2 版】」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』No.1064, 2019.7.2, pp.9-10. <[https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_11299248\\_po\\_1064.pdf?contentNo=1](https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11299248_po_1064.pdf?contentNo=1)>)。その後、新規の独自財源候補の 1 つに挙げられたことを受け、EU 内で議論が再開された。

<sup>67</sup> “EU to postpone digital tax proposal,” *POLITICO*, 2021.7.12. <<https://www.politico.eu/article/eu-to-postpone-digital-tax-proposal/>>; “EU Delays Digital Levy as Tax Talks Proceed,” *New York Times*, 2021.7.12.

<sup>68</sup> “Brussels faces battle on new pan-EU revenue sources,” *Financial Times*, 2021.4.12.

## V その他の諸外国の動向

ニュージーランドでは、公的サービスの財源確保と経済回復の支援の両立と、税制の所得再分配機能の向上を目的とする<sup>69</sup>税制改正法が2020年12月に制定された<sup>70</sup>。同法では、個人所得税の従前の最高税率は33%（課税所得7万ニュージーランド・ドル超に適用）であったところ、2021-22課税年度（2021年4月1日～2022年3月31日）から最高税率39%（同18万ニュージーランド・ドル超に適用）の税率区分が追加された<sup>71</sup>。

韓国でも、2020年12月に制定された税制改正法<sup>72</sup>で、コロナショック下で拡大した所得格差の是正を目的として、個人所得税の従前の最高税率は42%（同5億ウォン超に適用）であったところ、2021年から最高税率45%（同10億ウォン超に適用）の税率区分が追加された<sup>73</sup>。

スペインでは、2020年12月に制定された2021年予算法<sup>74</sup>で各種の増収措置が講じられた。当該措置は、経済成長と税収増を両立させ、もって福祉国家の強化と不公平の是正につなげることが目的とされる。具体的には、個人所得税の労働所得に対する最高税率は、従前は45%（同6万ユーロ超に適用）であったところ、2021年から最高税率47%（同30万ユーロ超に適用）の税率区分が追加された。個人所得税で軽減税率の適用対象となる金融所得の最高税率は、従前は23%（同5万ユーロ超に適用）であったところ、最高税率26%（同20万ユーロ超に適用）の税率区分が追加された。純資産税（富裕税）<sup>75</sup>は、2008年に実質的に廃止され<sup>76</sup>、2011年以降、時限措置として復活・継続されてきたが、2021年予算法で恒久化され、同時に最高税率が2.5%から3.5%に引き上げられた<sup>77</sup>。それ以外にも、法人税の資本参加免税制度<sup>78</sup>で免税対象となる配当等の割合を一定の場合に100%から95%に引下げ、砂糖入り飲料に対する付加価値税率を10%から21%に引上げ、等が実施された。なお、2020年10月には、デジタルサービス税（税率3%）<sup>79</sup>、金融取引税（スペイン企業の上場株式（時価総額10億ユーロ超）の取引に対して税率0.2%で課税）の導入に係る法律がそれぞれ制定された<sup>80</sup>。これらの新税も財源確保策の1つに位置付けられている<sup>81</sup>。

<sup>69</sup> “Taxation (Income Tax Rate and Other Amendments) Bill: Commentary on the Bill,” 2020.12, p.7. Inland Revenue website <<https://taxpolicy.ird.govt.nz/-/media/project/ir/tp/publications/2020/2020-commentary-itroa-bill/2020-commentary-itroa-bill-pdf.pdf?modified=20201202221939&modified=20201202221939>>

<sup>70</sup> Taxation (Income Tax Rate and Other Amendments) Act 2020 (2020, No.65).

<sup>71</sup> なお、ニュージーランドでは、取得後5年以下の居住不動産に係る譲渡益（キャピタルゲイン）など一部の例外を除き、基本的にキャピタルゲインは非課税とされている。

<sup>72</sup> 소득세법 일부개정법률 (법률 제 17757 호) (所得税法を一部改正する法律 (法律第 17757 号))

<sup>73</sup> 個人所得税（国税）の税額に対して地方所得税10%が付加的に課されるため、国税と地方税を合わせた最高税率は49.5%となる。改正の趣旨や内容は、金明中「韓国政府、所得税の最高税率を45%に引き上げ」2020.9.1. ニッセイ基礎研究所ウェブサイト <[https://www.nli-research.co.jp/files/topics/65286\\_ext\\_18\\_0.pdf?site=nli](https://www.nli-research.co.jp/files/topics/65286_ext_18_0.pdf?site=nli)> 等を参照。

<sup>74</sup> Ley 11/2020, de 30 de diciembre, de Presupuestos Generales del Estado para el año 2021.

<sup>75</sup> 前掲注(13)を参照。

<sup>76</sup> 2008年から100%の税額控除が認められ、実質的に無効化されてきた。

<sup>77</sup> これは、地方自治体が独自の税率を定めない場合に適用される標準税率である。改正後の標準税率は0.2～3.5%の累進構造が採られ、最高税率の対象となる純資産額（課税標準）は改正前後ともに10,695,996.06ユーロ超である。

<sup>78</sup> 一定の支配関係にある外国子会社からの受取配当等を非課税（益金不算入）とする制度をいう。日本では「外国子会社配当益金不算入制度」がこれに相当する。

<sup>79</sup> 前掲注(66)を参照。

<sup>80</sup> Ley 4/2020, de 15 de octubre, del Impuesto sobre Determinados Servicios Digitales; Ley 5/2020, de 15 de octubre, del Impuesto sobre las Transacciones Financieras.

<sup>81</sup> Ministerio de Hacienda, “Presentación del Proyecto de Presupuestos Generales del Estado 2021,” pp.53, 247-248. <h

アルゼンチンでは、2022 年末までの時限措置として毎年課されている純資産税（富裕税）<sup>82</sup>とは別に、コロナショックという緊急事態に際して富裕層に特別な貢献を求める観点から、2020 課税年度に 1 回に限り、追加的に純資産税（富裕税）を課す臨時的措置が導入された<sup>83</sup>。また、2021 年 6 月に制定された税制改正法では、法人税率が累進化され、従前の税率は一律 25%であったところ、課税所得額に応じて 25%、30%、35%の 3 段階とされた<sup>84</sup>。

## おわりに

諸外国におけるコロナショック後の財源確保策を概観すると、企業・富裕層に対する課税強化によって財源確保を図る事例が多く見られる。全体的な傾向として、税制の累進性を強化し、対象や目的を限定した形で課税する新たな潮流が生まれていると指摘されている<sup>85</sup>。また、本稿では深く立ち入らないが、OECD 及び G20 を中心に国際課税ルールを経済のデジタル化に対応させるための議論が進められており、①一定の場合に多国籍企業の超過利益に対する課税権を物理的拠点の有無によらず市場国（ユーザー・顧客の所在国）に配分する、②国際的に合意された最低税率（15%）に基づくミニマム税を導入する、という 2 つの見直しの実施について、2021 年 10 月 8 日に OECD 加盟国を含む 136 か国・地域で事務レベルの最終合意がなされ、同月 13 日に G20 財務大臣・中央銀行総裁会議で当該合意への支持が表明された。合意の背景には、新自由主義や多国籍企業の利益追求主義に対する懐疑が芽生えたことに加えて、コロナショック後に税財源の確保が各国・地域共通の課題になったことがあると指摘されている<sup>86</sup>。

諸外国ではコロナショック後に財源確保に向けた税制改正の動きが見られる一方で、日本では同様の議論が深まっていないとの指摘が見られる<sup>87</sup>。諸外国の動向を踏まえつつ、日本でもコロナショック後の税制の在り方について議論が一段と深化することが期待される。

<https://www.sepg.pap.hacienda.gob.es/sitios/sepg/es-ES/Presupuestos/PGE/ProyectoPGE2021/Documents/LIBROAMARILL O2021.pdf>

<sup>82</sup> 資産価額が 200 万アルゼンチン・ペソ（以下「ARS」）以上の部分について、国内資産には 0.5～1.25%、国外資産には 0.7～2.25%（国外資産の 5%を各年 4 月 1 日までに国内に送還する場合は国内資産と同税率）で課税する制度である。IBFD, *Global Individual Tax Handbook 2021*, 2021, pp.30-31.

<sup>83</sup> Ley 27.605. Aporte solidario y extraordinario para ayudar a morigerar los efectos de la pandemia. 臨時的措置では、2020 年 12 月 18 日時点で資産価額が 2 億 ARS 以上の部分について、国内資産には 2～3.5%、国外資産には 3～5.25%（国外資産の 30%を当該日から起算して 60 日以内に国内に送還する場合は国内資産と同税率）で課税する制度である。課税対象者は約 1 万 2000 人（全人口の 0.02%）であり、税収額は約 4200 億 ARS と見込まれている。ibid., p.31; 山本シルビア「議会で「富裕税」の法案可決（アルゼンチン）」『ビジネス短信』2020.12.11. JETRO ウェブサイト <<https://www.jetro.go.jp/biznews/2020/12/7b1df41815f72452.html>>

<sup>84</sup> Ley 27630. Ley de impuesto a las ganancias. Modificación. 具体的には、課税所得 500 万 ARS 以下に 25%、500 万 ARS 超 5000 万 ARS 以下に 30%、5000 万 ARS 超に 35%が適用される。ブラケット（税率適用所得区分）の金額は、国家統計センサス局が公表する前年 10 月のインフレ率（年率）に基づき毎年 1 月 1 日に改定される。「法人税を累進化し、最高税率を 35%に引き上げ（アルゼンチン）」『ビジネス短信』2021.6.21. <<https://www.jetro.go.jp/biznews/2021/06/2f3281defa74867e.html>>

<sup>85</sup> 森信茂樹氏（東京財団政策研究所研究主幹）が「米欧、税制に新潮流、富裕層負担増、環境でも新税、課税対象絞り累進性強化」『日本経済新聞』2021.4.30 で示したコメントによる。

<sup>86</sup> 森信茂樹「デジタル課税と最低法人税率を巡る G20 合意の「歴史的意義」を考える—連載コラム「税の交差点」第 88 回—」2021.7.13. 東京財団政策研究所ウェブサイト <<https://www.tkfd.or.jp/research/detail.php?id=3782>>; 「デジタル課税も導入へ、大企業に富偏在、是正目指す、GAFA など念頭に」『日本経済新聞』2021.10.9.

<sup>87</sup> 吉川洋ほか「コロナ禍で拡大した財政 金融政策の出口を考えよ」『週刊ダイヤモンド』4874 号, 2021.5.1-8, pp.98-101; 「経済・財政、描けぬコロナ後、骨太方針、歳入の議論できず、黒字目標を年度内に再考」『日本経済新聞』2021.6.19.